



平成 23 年 11 月 25 日

各 位

会社名 株式会社サンリオ
代表者名 代表取締役社長 辻 信太郎
(コード番号 8136 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 江森 進
電話番号 03 (3779) 8058

商品化権許諾契約の契約解除に関するお知らせ

当社は、韓国における商品化権許諾契約（以下、マスター契約）先であった株式会社アイシスコンテンツ（韓国法人）との契約を解除いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 契約解除に至った経緯

株式会社アイシスコンテンツは、韓国でのライセンス市場の拡大を目的にサンリオ韓国より出資を行い、合弁企業として 2008 年 1 月よりマスター契約を行ってきました。今般、2012 年 12 月に満了する契約に関し、今後の継続を判断するためライセンス監査を行いましたところ、監査中間結果において重大な契約違反の状況が見られましたので契約を解除いたしました。

2. 契約解除を行った会社の概要

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 商号 | 株式会社アイシスコンテンツ |
| (2) 所在地 | ソウル市江南区清潭洞 41 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表理事 An Woojin |
| (4) 事業の内容 | キャラクターライセンス及びキャラクター商品販売 |
| (5) 資本金 | 2,013 百万ウォン |
| (6) 出資及び持株比率 | 300 百万ウォン、14.9% |

3. 取引の内容（当社およびサンリオ韓国）

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 取引の種類 | サンリオキャラクターライセンスおよび業務委託 |
| (2) 売上高の実績 | 平成 23 年 3 月期 443 百万円（連結売上高に対して 0.6%） |

4. 当社グループの対応と今後の見通し

今回のマスター契約解除は、株式会社アイシスコンテンツの重大な契約違反に端を発したものであります。本件が韓国市場における今後の取引関係および業績に与える影響を慎重に見守っておりますが、最終的な見極めの段階には至っておりません。当社グループといたしましては更なる韓国市場でのキャラクターライセンス事業の強化を図ってまいります。

5. 業績に与える影響

今回のマスター契約解除が平成 24 年 3 月期の連結業績に直接与える影響は軽微と予想されますが、詳細につきましては精査中であります。

以上